別紙2

御殿場市下水道事業
ウォーターPPP導入検討に関するサウンディング型市場調査　第二回調査

説明会（補足資料）

【本補足資料の位置づけ】
- 本補足資料は、説明会資料（別紙１）記載事項以外に、対象業務ごとのウォーターPPP委託範囲や要求事項の考え方、委託方針等を取りまとめたものです。

補足資料. 業務ごとの要求水準

1. 対象業務　1/2

■　対象業務を以下に示します。今回の調査結果を踏まえ精緻化予定です。

●：対象業務、▲：対象となる可能性がある業務、✖：対象としない業務、－：該当なし

業務		御殿場浄化センター	清後山之尻排水施設	コミュニティプラント※1	中継ポンプ場※2	マンホールポンプ※3	管路※4	業務ごとの要求水準該当ページ※5
統括管理業務		●	●	●	●	●	●	－ (本編記載有)
運転管理業務	運転業務	●	●	●	●	●	－	P4 (本編記載有)
	水質試験等業務	●	●	●	－	－	－	P5
	調達管理業務	●	●	●	●	●	－	P6
	保安管理業務	●	●	●	●	●	－	P7
	施設見学の対応	●	●	●	●	●	－	P8
保守管理業務	保守点検業務	●	●	●	●	●	●	P9
	衛生管理業務	●	●	●	●	●	●	P10

※1　コミュニティプラントは富士見原住宅団地コミュニティプラントを指す。
※2　中継ポンプ場は、御殿場処理区（公共下水道）における第一中継ポンプ場を指す。
※3　マンホールポンプは、御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）におけるマンホールポンプを指し、御殿場処理区（公共下水道）におけるマンホールポンプにはグラインダーポンプ・真空ポンプを含む。
※4　管路は御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）・コミュニティプラントにおける管路を指す。
※5　要求水準未達時における未達の状態から是正を促す仕組みについては、別途開示予定。

補足資料. 業務ごとの要求水準

1. 対象業務　2/2

■　前頁の続き。

●：対象業務、▲：対象となる可能性がある業務、✖：対象としない業務、－：該当なし

業務		御殿場浄化センター	清後山之尻排水施設	コミュニティプラント※1	中継ポンプ場※2	マンホールポンプ※3	管路※4	業務ごとの要求水準該当ページ※5
修繕業務	予防保全業務	●	●	✖	●	●	●	－ (本編記載有)
	事後保全業務	●	●	●	●	●	●	
廃棄物管理業務		●	●	●	－	－	－	－ (本編記載有)
文書管理業務		●	●	●	●	●	●	P11
窓口業務		●	●	●	●	●	●	P12 (本編記載有)
危機管理業務		●	●	●	●	●	●	P13
コンサルタント業務	計画案策定業務※6	●	●	●	●	●	●	P14
	更新工事業務	✖	▲	✖	✖	▲	▲ マンホール蓋交換	P15

※1　コミュニティプラントは富士見原住宅団地コミュニティプラントを指す。
※2　中継ポンプ場は、御殿場処理区（公共下水道）における第一中継ポンプ場を指す。
※3　マンホールポンプは、御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）におけるマンホールポンプを指し、御殿場処理区（公共下水道）におけるマンホールポンプにはグラインダーポンプ・真空ポンプを含む。
※4　管路は御殿場処理区（公共下水道）・清後山之尻処理区（農業集落排水）・コミュニティプラントにおける管路を指す。
※5　要求水準未達時における未達の状態から是正を促す仕組みについては、別途開示予定。
※6　ストックマネジメント計画の策定は、「計画案策定業務」に該当する。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.1 運転業務

■ 運転業務については、各設備の運転管理（水量・水質管理、汚泥処理）及び日常点検をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 放流水質基準の遵守及び汚泥の減量化を前提に、流入状況に応じた具体的な運転方法や点検頻度は受託者の裁量とすることを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	①　水質管理 ②　水量管理 ③　汚泥処理 ④　日常点検
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	

要求事項の考え方

- 各施設の運転は、関係法令及び市が定める基準を遵守し、受託者の責任により実施する。
- 下水の流入状況に応じて必要な設備機器を運転し、安定した水処理を行うとともに、溢水を生じさせないよう水量管理を行う。
- 流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転管理を行う。
- 下水の処理によって生じた汚泥は、適切に水処理工程から引き抜いて濃縮処理し、脱水又は乾燥処理により汚泥の減量化を行う。
- 日常点検は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施する。
- 故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備する。
- なお、運転条件となる流入下水の水量、放流水の水質、脱水ケーキ含水率は、説明会資料（別紙1）に記載。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.2 水質試験等業務

■ 水質試験等業務については、運転管理に必要な水質（汚泥・し尿を含む）試験の実施をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 法令により義務付けられた法定試験は、定められた方法により必要な頻度で実施することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	水質及び汚泥試験業務
	第一中継ポンプ場	－（対象外）
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	水質及び汚泥試験業務
	マンホールポンプ	－（対象外）
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	水質及び汚泥試験業務

要求事項の考え方

- 運転管理に必要な水質（汚泥・し尿を含む）試験を行い、流入下水及び放流水等の総合的な水質管理、汚泥等の性状把握に活用する。
- 下水道法、水質汚濁防止法等の法令により義務付けられた法定試験は、定められた方法により必要な頻度で実施する。
- 放流水については、ダイオキシン類の濃度測定を行う。
- 試験方法は「下水試験方法」（日本下水道協会発行）に基づくものとし、流入下水及び放流水の採水は自動採水器によることを原則とする。
- 業務内容に応じた計量証明に係る資格を有する者が実施し、必要に応じて環境計量士等の助言を受ける。
- 検査結果を市に報告する。
- なお、法令試験以外の試験の試験項目、頻度、採水箇所等の試験方法に関する要求水準は、別途開示予定。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.3 調達管理業務

■ 調達管理業務については、各施設の運転を良好に行うために必要となるユーティリティ（水道、ガス、燃料、電力、通信）及び薬品類、消耗品類、資材等の調達管理をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 一部の調達対象については、市との協議・承諾を要することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	以下のユーティリティ等の調達 ①水道、ガス、燃料（脱水機棟暖房用灯油、自家発電機用燃料、草刈機等燃料） ②電力、通信 ③薬品類（汚泥沈降剤、消泡剤及び脱臭に係る薬品） ④その他消耗品類、資材
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	

要求事項の考え方

- 各施設の運転を良好に行うために必要なユーティリティ等の調達管理は受託者の責任・費用により実施する。
- 市が契約する電力供給契約の内容変更については、市との協議及び承諾を求める。
- 脱炭素電力の活用を行う。
- 使用する薬品については、市との協議及び承諾を求める。
- なお、必要なユーティリティ等の使用量実績は別途開示予定。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.4 保安管理業務

■ 保安管理業務については、各施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設設備の保安巡視をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 不審者の立ち入りなどによる事故、盗難その他の事態を防止することを前提に、具体的な巡視の方法や頻度は受託者の裁量とすることを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設設備の保安巡視
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	

要求事項の考え方

- 各施設における不審者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安管理を行う。
- 具体的な巡視の方法や頻度は受託者の裁量とすることを想定する。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.5 施設見学の対応

■ 施設見学の対応については、施設内の案内や下水処理の仕組み・処理施設・設備の説明等をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 見学は学生等で年間15件程度、他自治体関係者・民間事業者等は不定期を想定し、市の職員も同行するほか、申込みの受付及び日程調整は市が窓口となることを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	施設内の案内、処理施設・設備の説明等
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	

要求事項の考え方

- 施設見学（学生等は年間15件程度、他自治体関係者・民間事業者等は不定期）を受け入れ、下水処理の仕組みや処理施設・設備等の説明、施設内の案内等を行うものとする（市の職員も同行）。
- なお、施設見学申込みの受付及び日程調整は、見学の可否判断や行政機関等との調整を伴う可能性があるため、市が窓口となる。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.6 保守点検業務

- 保守点検業務については、各設備の保守点検及び簡易な補修、法定点検・自主検査、各設備・機器や水槽等の清掃、敷地内人孔の保守点検、工事への協力をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。
- 施設の重要度や特性を踏まえ、施設のシステム全体を熟知したうえで、保守管理を行うことを想定しており、改築工事等の予定は別途開示する予定です。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	①　各設備※2の保守点検及び簡易な補修 ②　法定点検、自主検査 ③　各設備・機器、水槽等※3の清掃 ④　敷地内人孔の保守点検（内部確認及び腐食度調査） ⑤　工事への協力
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	

要求事項の考え方

- 各設備の保守点検は、施設の重要度や特性を踏まえ、下水道施設のシステム全体を熟知したうえで行う。
- 法定点検、自主検査は、全て受託者の責任で行う。
- 水槽等に堆積している沈砂等について、関係法令を遵守しながら安全かつ衛生的に処分し併せて簡易清掃を実施する。
- 敷地内人孔については、内部確認を行い、腐食度調査を実施する。
- 市が別途発注して行う工事等へ協力する。なお、改築工事等の予定は別途開示予定。

※1 公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。
※2 各設備　公共下水道　：建築付帯設備、沈砂池設備、最初沈殿池設備、反応槽設備、最終沈殿池設備、汚泥処理設備、電気設備、計装設備、脱臭設備、滅菌設備、自家発電設備
農業集落排水：前処理施設、流量調整施設、生物処理施設、沈殿槽及びポンプ室、散水施設、消毒施設、放流施設、汚泥処理施設、脱臭及び換気設備、配管設備、電気設備
コミュニティプラント：前処理施設、流量調整施設、生物処理施設、散水施設、消毒施設、放流施設、汚泥処理施設、換気設備、配管設備、電気設備
※3 水槽等　公共下水道：沈砂池、沈砂池水路、水処理水路、終沈越流水路、場外進入路、河川放流口、消泡水槽
農業集落排水：地下室、スクリーン槽、汚水計量槽
コミュニティプラント：地下室、スクリーン槽、汚水計量槽

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.7 衛生管理業務

■ 衛生管理業務については、施設敷地内の植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布等の樹木管理及び芝・草等の除草、並びに建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃）をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ なお、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	① 植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布等の樹木管理及び芝・草等の除草 ② 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃） ※設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	

要求事項の考え方

- 施設の敷地内の美観を保つよう、植木、植栽等の剪定（2m以上の高所作業を含む）・散水や食害防止の薬剤散布等の樹木管理及び芝・草等の除草を行う。
- 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃）を行う。
- 設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施する。
- なお、御殿場浄化センターの一部施設に市の職員も常駐する予定であり、市と受託者がそれぞれ実施する具体的な清掃範囲は別途開示予定。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.8 文書管理業務

■ 文書管理業務については、下水道施設の運転・維持管理等に必要となる図書その他の文書の保管、並びに運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータの記録・保管と各報告書の作成・報告をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 記録データの一部は御殿場市所有システムへの登録等を想定し、記録方法等の詳細は、別途開示する予定です。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	① 運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録 ② 各報告書の作成と報告 ③ 完成図書等の管理
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	
管路		

要求事項の考え方

- 下水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、毀損・滅失がないよう適切に保管する。
- 文書の修正、追加、廃棄については、あらかじめ市と協議を行い、承諾を得た上で行う。
- 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録・保管し、市の求めに応じて提出できるよう備えるとともに、各報告書の作成と報告を行う。
- 記録するデータの一部は、御殿場市所有システムに登録（構築が完了していないシステムに係る情報は、受託者側のシステムにて蓄積した後、御殿場市のシステムにデータ移行）を想定。
- 記録するデータの項目や記録方法等の詳細は別途開示予定。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.9 窓口業務

■ 窓口業務については、マンホール・公共汚水桝等に関する問合せ・通報の受付・対応全般や、排水設備等の申請受付等の一次受付をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 申請の審査・許認可等の行政判断を要する事項は、市が実施することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	【対象※2】 ① マンホール・公共汚水桝等に関する問合せ・通報 【一部対象※3】 ① 排水設備等の申請受付 ② 排水設備指定工事店の申請受付 ③ 下水道法第16条に基づく公共下水道施設の工事又は維持に係る承認申請受付 ④ 行為許可・占用許可に係る申請受付
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	
管路		

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。
　　農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。
※2　対象：受付、現地確認、応急対応、維持管理業務への連携を想定
※3　一部対象：申請受付、形式・不備確認等の一次受付を想定

要求事項の考え方

- 市が指定する場所（御殿場浄化センター内のみを想定）、受付方法及び時間において、申請、問合せその他の相談を受け付ける体制を構築する。
- 受付方法は、対面、電話その他市が指定する方法とする。
- 窓口営業時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、時間外であっても必要な業務には柔軟に対応する。
- 申請書等の一次受付にあたっては、所定様式の使用、必要事項の記載、必要書類の添付その他市が定める形式的要件を確認する。
- 不備がある場合は、市が定める手順に従い修正又は再提出を案内し、行政判断を要する事項は市へ引き継ぐ。
- 受付記録及び関係書類を整理し、遅滞なく市へ引き継ぐ。
- マンホール・公共汚水桝等の異常に関する通報は、緊急性を判断し、必要に応じて現地確認、応急対応や修繕対応を行うとともに、市へ報告する。
- 受託者と市の役割分担については、別紙1の説明会資料「4.3.5 窓口業務」にも記載。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.10 危機管理業務

■ 危機管理業務については、危機管理マニュアルの策定、緊急時対応訓練の実施、災害・事故等の緊急事態への対応、他の自治体への災害支援をウォーターPPPの委託範囲とすることを想定しています。

■ 他の自治体への災害支援は、市からの要請に基づき、本事業の業務遂行に支障がない範囲で対応することを想定しています。

各施設のウォーターPPP委託範囲

種別※1	施設	ウォーターPPP委託範囲
公共下水道	御殿場浄化センター	① 危機管理マニュアルの策定 ② 緊急時対応訓練 ③ 災害・事故等の緊急事態への対応 ④ 他の自治体への災害支援
	第一中継ポンプ場	
	マンホールポンプ	
農業集落排水	清後山之尻排水施設	
	マンホールポンプ	
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	
管路		

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。
農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

要求事項の考え方

①危機管理マニュアルの策定

- 災害・事故等のリスクを想定した有効な対策を講じるとともに、被害を最小限に抑制する体制を構築する。
- 市が定める防災計画に基づき、災害・事故等の緊急時の対応を定めた危機管理マニュアルを策定する。
- マニュアルには、執行体制、対応手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順を明記し、市の対応と整合を図る。
- 想定事象は、風水害、地震、土石流・地すべり・がけ崩れ、火山噴火、雪害、停電、火災、水質異常、流入水量異常その他の発生しうる事象とする。
- マニュアルは事業開始前までに市へ提出し、市と協議の上、市の承諾を得る。

②緊急時対応訓練

- 危機管理マニュアルに従い、参集訓練・安否確認訓練、実施訓練、情報伝達訓練、図上訓練の緊急時対応訓練を年1回以上実施する。

③災害・事故等の緊急事態への対応

- 緊急事態発生時は危機管理マニュアルに基づき必要な措置を講じ、市と受託者の役割区分に基づき対応する。
- 想定事象は、上記のとおりとする。

④他の自治体への災害支援

- 市から要請があった場合、本事業の業務遂行に支障がない範囲において、他自治体への災害支援を行う。
- 支援の内容や期間・人数・費用等の詳細は、市と受託者で協議し決定する。

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.11 計画案策定業務

- 計画案策定業務については、ストックマネジメント計画を除き、どの計画の策定をウォーターPPPの委託範囲とするかを現在検討中であり、本ページに示す計画は現時点で想定される候補を一覧化したものです。
- 委託対象とする計画は今後の検討により変更する可能性があり、要求水準の考え方とあわせて別途開示する予定です。
- なお、本事業への参画により、将来的に別途発注を予定している工事への参画機会が制限されるものではありません。

計画案策定業務の対象計画（検討中）

●：策定対象、▲：策定対象となる可能性がある計画、✖：対象としない計画

No	計画名称	策定対象	計画期間	事業期間（R11～20）中の策定予定年度（案）
1	上下水道の総合地震対策計画 （※委託対象は下水道事業部分のみ）	▲	5年	R12、R17
2	雨天時浸入水対策計画	▲	5年	検討中
3	ストックマネジメント計画	●	5年	公共下水道：R15、R20 農業集落排水：R14、R19 コミュニティプラント：策定なし 管路：R15、R20
4	下水道BCP計画	▲	5年	検討中

補足資料. 業務ごとの要求水準

2.12 更新工事業務

■ 更新工事業務については、マンホール蓋交換をウォーターPPPの対象とすることを検討しています。

■ マンホール蓋交換以外の更新工事の対象施設及び要求事項の考え方は、現在検討中のため、別途開示する予定です。

各施設のウォーターPPP対象

種別※1	施設	ウォーターPPP対象
公共下水道	御殿場浄化センター	対象外
	第一中継ポンプ場	対象外
	マンホールポンプ	検討中
農業集落排水	清後山之尻排水施設	検討中
	マンホールポンプ	検討中
コミュニティプラント	富士見原住宅団地コミュニティプラント	対象外
管路		検討中 （マンホール蓋交換）

ウォーターPPP委託方針

- マンホール蓋交換は、本ウォーターPPPの対象として、更新工事を委託することを検討する。（予算は別途確保）
- 施工にあたっては、関係法令及び市が定める基準を遵守し、受託者の責任により実施する。
- 委託の対象とするマンホール蓋の箇所数、仕様等は、別途開示予定。
- マンホール蓋交換以外の更新工事の対象施設は検討中であり、別途開示予定。
- 更新工事業務の要求事項の考え方は別途開示予定。
- 数量計算書等作成として、数量計算書、工事設計書（金抜設計書）、工事特記仕様書、積算資料、工期算定計算書、見積依頼書の作成を委託する予定。
- なお、数量計算書等作成の範囲は、本ウォーターPPP対象の更新工事分に限るものとする。

※1　公共下水道は説明会資料（別紙1）P11記載の御殿場処理区を指す。農業集落排水は説明会資料（別紙1）P11記載の清後山之尻処理区を指す。

補足資料. 業務ごとの要求水準
質問事項（1/2）

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問8　補足資料に記載の委託範囲・要求水準等について（補足資料P2～P15）

8-1	補足資料P4～P15に記載のウォーターPPP委託範囲、計画案策定業務の対象計画、各施設のウォーターPPP対象を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○一部対応不可　○全て対応不可　○判断できない	
8-2	上記質問8-1で「一部対応不可」と回答した方は、以下から対応不可となる業務名をご選択ください。（複数選択可）
□運転業務　□水質試験等業務　□調達管理業務　□保安管理業務　□施設見学の対応　□保守点検業務　□衛生管理業務　□文書管理業務　□窓口業務　□危機管理業務　□計画案策定業務　□更新工事業務	
8-3	上記質問8-1で「一部対応不可」「全て対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
8-4	上記質問8-1で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□ウォーターPPP委託範囲、計画案策定業務の対象計画、各施設のウォーターPPP対象の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない　□その他	
8-5	上記質問8-4で「ウォーターPPP委託範囲、計画案策定業務の対象計画、各施設のウォーターPPP対象の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
8-6	上記質問8-4で「その他」と回答した方は、以下に「判断できない」理由をご記入ください。

補足資料. 業務ごとの要求水準
質問事項（2/2）

■ ご回答はMicrosoft Formsよりお願いします。

■ なお、必ずしもいただいたご意見の反映を約束するものではありませんのでご了承ください。

質問8　補足資料に記載の委託範囲・要求水準等について（補足資料P2～P15）

8-7	補足資料P4～P15に記載の要求事項の考え方・委託方針（計画案策定業務を除く）を前提とした場合の対応可能性についてご選択ください。
○対応可能（自社）　○対応可能（協業・再委託等）　○一部対応不可　○全て対応不可　○判断できない	
8-8	上記質問8-7で「一部対応不可」と回答した方は、以下から対応不可となる業務名をご選択ください。（複数選択可）
□運転業務　□水質試験等業務　□調達管理業務　□保安管理業務　□施設見学の対応　□保守点検業務　□衛生管理業務　□文書管理業務　□窓口業務　□危機管理業務　□更新工事業務	
8-9	上記質問8-7で「一部対応不可」「全て対応不可」と回答した方は、以下に理由をご記入ください。
8-10	上記質問8-7で「判断できない」と回答した方は、以下に理由をご選択ください。（複数選択可）
□要求事項の考え方・委託方針の情報不足のため判断できない　□自社の経営判断や協力会社との調整が必要なため判断できない □その他	
8-11	上記質問8-10で「要求事項の考え方・委託方針の情報不足のため判断できない」と回答した方は不足している情報を以下にご記入ください。
8-12	上記質問8-10で「その他」と回答した方は、以下に「判断できない」理由をご記入ください。